

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則 社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター 公開：1997 年 12 月 1 日 改訂：1998 年 9 月 1 日 改訂：1999 年 1 月 1 日 改訂：1999 年 9 月 1 日 改訂：2000 年 7 月 19 日 改訂：2000 年 10 月 10 日 改訂：2001 年 1 月 1 日 改訂：2001 年 12 月 18 日 改訂：2002 年 2 月 1 日 改訂：2002 年 3 月 8 日 株式会社日本レジストリサービス 改訂：2002 年 8 月 1 日 改訂：2003 年 1 月 31 日 改訂：2003 年 9 月 16 日 改訂：2005 年 2 月 1 日 改訂：2008 年 4 月 15 日 改訂：2009 年 9 月 15 日 改訂：2011 年 2 月 1 日 改訂：2012 年 2 月 1 日 改訂：2014 年 2 月 17 日 改訂：2014 年 5 月 19 日 改訂：2020 年 10 月 15 日 改訂：2022 年 9 月 6 日 改訂：2025 年 4 月 1 日 改訂：2025 年 10 月 30 日 実施：2025 年 6 月 2 日 実施：2026 年 1 月 7 日		属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則 社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター 公開：1997 年 12 月 1 日 改訂：1998 年 9 月 1 日 改訂：1999 年 1 月 1 日 改訂：1999 年 9 月 1 日 改訂：2000 年 7 月 19 日 改訂：2000 年 10 月 10 日 改訂：2001 年 1 月 1 日 改訂：2001 年 12 月 18 日 改訂：2002 年 2 月 1 日 改訂：2002 年 3 月 8 日 株式会社日本レジストリサービス 改訂：2002 年 8 月 1 日 改訂：2003 年 1 月 31 日 改訂：2003 年 9 月 16 日 改訂：2005 年 2 月 1 日 改訂：2008 年 4 月 15 日 改訂：2009 年 9 月 15 日 改訂：2011 年 2 月 1 日 改訂：2012 年 2 月 1 日 改訂：2014 年 2 月 17 日 改訂：2014 年 5 月 19 日 改訂：2020 年 10 月 15 日 改訂：2022 年 9 月 6 日 改訂：2025 年 4 月 1 日 改訂：2025 年 10 月 30 日 実施：2026 年 1 月 7 日	凡例： 赤字（下線付き）：追加 青字（取消線付き）：削除 改訂・実施日を変更
属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則 第 1 章 総則 第 1 条（適用範囲・目的） この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第 3 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める属性型（組織種別型）および地域型 JP ドメイン名（以下「属性型地域型 JP ドメイン名」という）の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とす		属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則 第 1 章 総則 第 1 条（適用範囲・目的） この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第 3 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める属性型（組織種別型）および地域型 JP ドメイン名（以下「属性型地域型 JP ドメイン名」という）の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とす	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
る。 2 LG. JP ドメイン名の登録等については、「LG ドメイン名登録等に関する特則」において、この規則の特例を定める。 第2条（属性型地域型 JP ドメイン名登録の目的と意味） 当社の属性型地域型 JP ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型 JP ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。 第3条（属性型地域型 JP ドメイン名・技術細則） この規則において属性型地域型 JP ドメイン名とは、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「属性型地域型 JP ドメイン名技術細則」という）に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。 2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型 JP ドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ（以下「ネームサーバ」という）の設定その他の属性型地域型 JP ドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。 第4条（登録等に関する事項の取り扱い） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。 2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という）または属性型地域型 JP ドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、別紙に定める添付書類その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。 3 前項の請求は、10 日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。 4 前項の規定にかかわらず、第 26 条の 2 に関する第 3 項の請求は、当社が申請の都度、提出期日を定めて電子メールをもって行う。 第4条の2（申請等の取次・指定事業者） 申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料・費用の納付等をする。指定事業者はこれらの手続に関し、登録者または申請者から正当な権限を付与されたものとみなす。 2 前項の申請、納付等の取り扱いは、当社が定める「属性型（組織種別型）・	る。 2 LG. JP ドメイン名の登録等については、「LG ドメイン名登録等に関する特則」において、この規則の特例を定める。 第2条（属性型地域型 JP ドメイン名登録の目的と意味） 当社の属性型地域型 JP ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型 JP ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。 第3条（属性型地域型 JP ドメイン名・技術細則） この規則において属性型地域型 JP ドメイン名とは、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「属性型地域型 JP ドメイン名技術細則」という）に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。 2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型 JP ドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ（以下「ネームサーバ」という）の設定その他の属性型地域型 JP ドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。 第4条（登録等に関する事項の取り扱い） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。 2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という）または属性型地域型 JP ドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、別紙に定める添付書類その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。 3 前項の請求は、10 日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。 4 前項の規定にかかわらず、第 26 条の 2 に関する第 3 項の請求は、当社が申請の都度、提出期日を定めて電子メールをもって行う。 第4条の2（申請等の取次・指定事業者） 申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料・費用の納付等をする。指定事業者はこれらの手続に関し、登録者または申請者から正当な権限を付与されたものとみなす。 2 前項の申請、納付等の取り扱いは、当社が定める「属性型（組織種別型）・	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。 2の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合にその属性型地域型 JP ドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。 （1）登録申請および仮登録申請により登録原簿の記載が完了した場合 （2）管理指定事業者を変更する申請が完了した場合 （3）登録回復申請が完了した場合 2の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。 3 登録者は当社所定の手続により、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第 12 条の 2 によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。 3の2 登録者は、管理指定事業者を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名を指定事業者変更禁止状態（以下「指定事業者変更ロック」という）に設定することができる。指定事業者変更ロックが設定されている場合、登録者は、当該属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者を変更することができない。 3の3 登録者は、管理指定事業者を経由して、いつでも前項に定める指定事業者変更ロックの設定を解除することができる。ただし、第 4 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名について指定事業者変更ロックが設定されている場合、登録者は、同項に定める当社の指定する指定事業者に対し、指定事業者変更ロックの設定の解除を求めることができる。 3の4 属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続を行う登録者は、管理指定事業者を経由して、当社が当該属性型地域型 JP ドメイン名に対して発行する最新の認証コードを取得するものとする。また、当該属性型地域型 JP ドメイン名に指定事業者変更ロックが設定されているときは、登録者は、管理指定事業者を経由して、その設定を解除するものとする。 3の5 登録者は、前項により管理指定事業者から受領した認証コードを厳重に管理し、漏洩してはならない。また、登録者は、管理指定事業者の変更手続に使用する以外の目的で、第三者に対して当該認証コードを開示してはならない。 3の6 属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続において、当社所定の方法により認証コードが正当であることを当社が確認した場合、その管理指定事業者の変更手続は、登録者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。 4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、属性型地域型 JP ドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型 JP ドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者（当社がや	地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。 2の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合にその属性型地域型 JP ドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。 （1）登録申請および仮登録申請により登録原簿の記載が完了した場合 （2）管理指定事業者を変更する申請が完了した場合 （3）登録回復申請が完了した場合 2の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。 3 登録者は当社所定の手続により、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第 12 条の 2 によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。 3の2 登録者は、管理指定事業者を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名を指定事業者変更禁止状態（以下「指定事業者変更ロック」という）に設定することができる。指定事業者変更ロックが設定されている場合、登録者は、当該属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者を変更することができない。 3の3 登録者は、管理指定事業者を経由して、いつでも前項に定める指定事業者変更ロックの設定を解除することができる。ただし、第 4 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名について指定事業者変更ロックが設定されている場合、登録者は、同項に定める当社の指定する指定事業者に対し、指定事業者変更ロックの設定の解除を求めることができる。 3の4 属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続を行う登録者は、管理指定事業者を経由して、当社が当該属性型地域型 JP ドメイン名に対して発行する最新の認証コードを取得するものとする。また、当該属性型地域型 JP ドメイン名に指定事業者変更ロックが設定されているときは、登録者は、管理指定事業者を経由して、その設定を解除するものとする。 3の5 登録者は、前項により管理指定事業者から受領した認証コードを厳重に管理し、漏洩してはならない。また、登録者は、管理指定事業者の変更手続に使用する以外の目的で、第三者に対して当該認証コードを開示してはならない。 3の6 属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続において、当社所定の方法により認証コードが正当であることを当社が確認した場合、その管理指定事業者の変更手続は、登録者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。 4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、属性型地域型 JP ドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型 JP ドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者（当社がや	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
むをえない事由があると認めた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。当社が第 11 条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して行われたものとみなす。 5 前項の属性型地域型 JP ドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内に、当社が指定する者以外の者を管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。 6 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。 7 前 2 項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。 7 の 2 前各項にかかわらず、第 4 項により当社が当社自らを指定した場合において、第 5 項の期間内に登録者が新たな管理指定事業者を届け出なかったときは、第 5 項の期間満了日の翌日を廃止日とする廃止届けを行ったものとみなす。この場合、当社は当該期間満了日に先立ち、登録者の届け出た登録担当者に電子メールまたは郵便をもって廃止日とともにネームサーバ設定の解除期日を発信し、その期日にネームサーバの設定を解除することができる。 8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。 第 5 条（申請等の方法・様式） この規則に基づく属性型地域型 JP ドメイン名の登録、変更、廃止、移転その他の申請等の方法および申請、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等の申請、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。 第 2 章 属性型地域型 JP ドメイン名登録の通則 第 5 条の 2（登録申請の正確性・真実性、登録代表者） 申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。 2 申請者および登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な個人情報等および個人関	むをえない事由があると認めた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。当社が第 11 条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して行われたものとみなす。 5 前項の属性型地域型 JP ドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内に、当社が指定する者以外の者を管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。 6 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。 7 前 2 項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。 7 の 2 前各項にかかわらず、第 4 項により当社が当社自らを指定した場合において、第 5 項の期間内に登録者が新たな管理指定事業者を届け出なかったときは、第 5 項の期間満了日の翌日を廃止日とする廃止届けを行ったものとみなす。この場合、当社は当該期間満了日に先立ち、登録者の届け出た登録担当者に電子メールまたは郵便をもって廃止日とともにネームサーバ設定の解除期日を発信し、その期日にネームサーバの設定を解除することができる。 8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。 第 5 条（申請等の方法・様式） この規則に基づく属性型地域型 JP ドメイン名の登録、変更、廃止、移転その他の申請等の方法および申請、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等の申請、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。 第 2 章 属性型地域型 JP ドメイン名登録の通則 第 5 条の 2（登録申請の正確性・真実性、登録代表者） 申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。 2 申請者および登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な個人情報等および個人関	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
連情報の提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。 第6条（属性型地域型 JP ドメイン名の種類・登録資格） 登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類、属性型地域型 JP ドメイン名を登録しうる組織等（以下「組織」という）の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。 3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。 第7条（先願） 同一の属性型地域型 JP ドメイン名について2以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。 第8条（削除） 第9条（登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数） 登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数は、1組織について1とする。 2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1組織について2以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録をすることができる。 （1）属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認されたとき （2）合併を理由として第29条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転が承認されたとき （3）一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）にて移転の裁定があったとき （4）日本国の政府機関が登録する G0. JP ドメイン名 （5）組織名変更を理由として新たに属性型地域型 JP ドメイン名の登録または仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録が承認されたとき （6）事業譲渡（会社分割による場合を含む。以下同じ）を理由として第29条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転が承認されたとき 3 登録者は、前項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号の属性型地域型 JP ドメイン名を第29条により、前項第3号の属性型地域型 JP ドメイン名を	連情報の提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。 第6条（属性型地域型 JP ドメイン名の種類・登録資格） 登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類、属性型地域型 JP ドメイン名を登録しうる組織等（以下「組織」という）の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。 3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。 第7条（先願） 同一の属性型地域型 JP ドメイン名について2以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。 第8条（削除） 第9条（登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数） 登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数は、1組織について1とする。 2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1組織について2以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録をすることができる。 （1）属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認されたとき （2）合併を理由として第29条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転が承認されたとき （3）一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）にて移転の裁定があったとき （4）日本国の政府機関が登録する G0. JP ドメイン名 （5）組織名変更を理由として新たに属性型地域型 JP ドメイン名の登録または仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録が承認されたとき （6）事業譲渡（会社分割による場合を含む。以下同じ）を理由として第29条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転が承認されたとき 3 登録者は、前項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号の属性型地域型 JP ドメイン名を第29条により、前項第3号の属性型地域型 JP ドメイン名を	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
第 29 条の 3 により、移転をすることができる。 4 第 2 項第 2 号、第 5 号および第 6 号の場合、登録者は、登録者が選択した 1 の属性型地域型 JP ドメイン名に限り、属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができる。 5 前項により登録者が選択した属性型地域型 JP ドメイン名の変更が行われた場合、登録者は、変更後の属性型地域型 JP ドメイン名を、変更をすることができる属性型地域型 JP ドメイン名として選択したものとみなす。 6 登録者は、下記各号のいずれかに該当する場合は、属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができる 1 のドメイン名を改めて選択することができる。 （１）再度の合併・組織名変更・事業譲渡を理由として 2 以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録が承認されたとき （２）属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができるドメイン名として前 2 項に基づき登録者が選択した属性型地域型 JP ドメイン名が廃止または移転されたとき 第 10 条（登録できない属性型地域型 JP ドメイン名） 当社は、登録申請にかかる属性型地域型 JP ドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録をしないことがある。 第 10 条の 2（登録期間および登録更新） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第 19 条による属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。 2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名（第 26 条第 1 項による廃止の届け出がされた属性型地域型 JP ドメイン名を含む）の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。 3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の 30 日前までにその属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。 4 第 2 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型 JP ドメイン名の登録を 1 年間継続することができ、以後も同様とする。 5 管理指定事業者は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法等を、取次規則に基づいて定める。 第 10 条の 3（登録の当然終了） 前条の定めにかかわらず、登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、次の	第 29 条の 3 により、移転をすることができる。 4 第 2 項第 2 号、第 5 号および第 6 号の場合、登録者は、登録者が選択した 1 の属性型地域型 JP ドメイン名に限り、属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができる。 5 前項により登録者が選択した属性型地域型 JP ドメイン名の変更が行われた場合、登録者は、変更後の属性型地域型 JP ドメイン名を、変更をすることができる属性型地域型 JP ドメイン名として選択したものとみなす。 6 登録者は、下記各号のいずれかに該当する場合は、属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができる 1 のドメイン名を改めて選択することができる。 （１）再度の合併・組織名変更・事業譲渡を理由として 2 以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録が承認されたとき （２）属性型地域型 JP ドメイン名の変更をすることができるドメイン名として前 2 項に基づき登録者が選択した属性型地域型 JP ドメイン名が廃止または移転されたとき 第 10 条（登録できない属性型地域型 JP ドメイン名） 当社は、登録申請にかかる属性型地域型 JP ドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録をしないことがある。 第 10 条の 2（登録期間および登録更新） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第 19 条による属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。 2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名（第 26 条第 1 項による廃止の届け出がされた属性型地域型 JP ドメイン名を含む）の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。 3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の 30 日前までにその属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。 4 第 2 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型 JP ドメイン名の登録を 1 年間継続することができ、以後も同様とする。 5 管理指定事業者は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法等を、取次規則に基づいて定める。 第 10 条の 3（登録の当然終了） 前条の定めにかかわらず、登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、次の	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
いずれの事由にも該当した場合には、その登録は当然に終了する。 （１）届け出られた登録資格を登記事項証明書その他当社が定める書類または情報によって確認できないこと （２）届け出られた連絡先に対する当社からの内容証明郵便をもって行う通知が、留置期間の経過、受領拒否または宛て所・転居先不明により返送されたこと ２ 前項の事由が生じた場合、当社は、管理指定事業者および登録者の届け出た連絡担当者に、電子メールをもって登録原簿の記載の抹消期日を発信し、その期日に登録原簿の記載を抹消する。 ３ 前項の登録原簿の記載抹消期日までに、下記各号のいずれかの事由が生じた場合は、当社は本条による登録の当然終了はしない。 （１）管理指定事業者または登録者から、登録資格を確認できる登記事項証明書その他当社が定める書類または情報の提出があり、これに伴う当社所定の手続等が行われた場合 （２）当社に対し、その属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関における紛争処理手続または裁判手続が開始されたことが通知された場合 ４ 登録の当然終了を行った属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の規定を適用する。 第 10 条の 4（登録の当然終了手続中の登録原簿の変更に関する制限） 前条第 1 項の事由のある属性型地域型 JP ドメイン名については、同条第 2 項の発信を行ったときからそのドメイン名の変更、移転登録、廃止、管理指定事業者変更申請、記載事項の変更その他一切の申請および届け出を受け付けない。 ２ 当社は、前条第 2 項の発信のときから同項の登録原簿の記載抹消期日までの任意の日に、ネームサーバの設定を解除することができる。 第 3 章 登録申請 第 11 条（登録申請） 申請者は、当社が別途定める方法により属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請を行う。（以下この申請を「登録申請」という）。 ２ 第 7 条の申請順は、当社に対する登録申請の到達の先後によるものとし、詳細は当社が定める。 ３ 申請者は、登録申請のときから 10 日以内に、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。 第 12 条（登録申請の撤回）	いずれの事由にも該当した場合には、その登録は当然に終了する。 （１）届け出られた登録資格を登記事項証明書その他当社が定める書類または情報によって確認できないこと （２）届け出られた連絡先に対する当社からの内容証明郵便をもって行う通知が、留置期間の経過、受領拒否または宛て所・転居先不明により返送されたこと ２ 前項の事由が生じた場合、当社は、管理指定事業者および登録者の届け出た連絡担当者に、電子メールをもって登録原簿の記載の抹消期日を発信し、その期日に登録原簿の記載を抹消する。 ３ 前項の登録原簿の記載抹消期日までに、下記各号のいずれかの事由が生じた場合は、当社は本条による登録の当然終了はしない。 （１）管理指定事業者または登録者から、登録資格を確認できる登記事項証明書その他当社が定める書類または情報の提出があり、これに伴う当社所定の手続等が行われた場合 （２）当社に対し、その属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関における紛争処理手続または裁判手続が開始されたことが通知された場合 ４ 登録の当然終了を行った属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の規定を適用する。 第 10 条の 4（登録の当然終了手続中の登録原簿の変更に関する制限） 前条第 1 項の事由のある属性型地域型 JP ドメイン名については、同条第 2 項の発信を行ったときからそのドメイン名の変更、移転登録、廃止、管理指定事業者変更申請、記載事項の変更その他一切の申請および届け出を受け付けない。 ２ 当社は、前条第 2 項の発信のときから同項の登録原簿の記載抹消期日までの任意の日に、ネームサーバの設定を解除することができる。 第 3 章 登録申請 第 11 条（登録申請） 申請者は、当社が別途定める方法により属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請を行う。（以下この申請を「登録申請」という）。 ２ 第 7 条の申請順は、当社に対する登録申請の到達の先後によるものとし、詳細は当社が定める。 ３ 申請者は、登録申請のときから 10 日以内に、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。 第 12 条（登録申請の撤回）	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
申請者は、第 19 条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。 第 13 条（登録申請の受付および検査） 当社が受領した登録申請は、当社の指定するシステムで受け付け、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられたものを登録申請として受理する。 2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。 3 当社は、指定事業者に対して、前 2 項による検査の結果を遅滞なく通知する。 第 13 条の 2（申請手続即時処理） 第 7 条の定めにかかわらず、当社所定の条件を満たす場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は、当社が受け付けた最先の登録申請について前条第 1 項による検査および審査を行い、承認された申請者が登録者となる。（以下本項による登録等の手続を「手続即時処理」という）。 2 手続即時処理の審査には、原則として添付書類を特に定めないものとする。 3 当社が登録または第 11 条もしくは本条による申請受付中の属性型地域型 JP ドメイン名と同一の属性型地域型 JP ドメイン名についての手続即時処理は受け付けないものとする。 4 第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、同条第 3 項、第 16 条、第 17 条第 5 号および第 18 条第 1 項の定めは、手続即時処理に適用しない。ただし、本条の定めは、前 3 条による登録申請を排除するものではない。 5 手続即時処理に関する定めは、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 28 条、第 29 条第 1 項に定める申請および届け出に準用する。 6 手続即時処理の登録申請等に関する詳細は、当社が定める。 第 14 条（登録料・登録更新料および費用の納付） 指定事業者は、取次規則に定めるところにより属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、登録更新料または費用を納付するものとする。 2 当社に納付された登録料・登録更新料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。 （第 2 項の 2 削除） （第 3 項削除） （第 4 項削除） （第 5 項削除）		申請者は、第 19 条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。 第 13 条（登録申請の受付および検査） 当社が受領した登録申請は、当社の指定するシステムで受け付け、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられたものを登録申請として受理する。 2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。 3 当社は、指定事業者に対して、前 2 項による検査の結果を遅滞なく通知する。 第 13 条の 2（申請手続即時処理） 第 7 条の定めにかかわらず、当社所定の条件を満たす場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は、当社が受け付けた最先の登録申請について前条第 1 項による検査および審査を行い、承認された申請者が登録者となる。（以下本項による登録等の手続を「手続即時処理」という）。 2 手続即時処理の審査には、原則として添付書類を特に定めないものとする。 3 当社が登録または第 11 条もしくは本条による申請受付中の属性型地域型 JP ドメイン名と同一の属性型地域型 JP ドメイン名についての手続即時処理は受け付けないものとする。 4 第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、同条第 3 項、第 16 条、第 17 条第 5 号および第 18 条第 1 項の定めは、手続即時処理に適用しない。ただし、本条の定めは、前 3 条による登録申請を排除するものではない。 5 手続即時処理に関する定めは、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 28 条、第 29 条第 1 項に定める申請および届け出に準用する。 6 手続即時処理の登録申請等に関する詳細は、当社が定める。 第 14 条（登録料・登録更新料および費用の納付） 指定事業者は、取次規則に定めるところにより属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、登録更新料または費用を納付するものとする。 2 当社に納付された登録料・登録更新料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。 （第 2 項の 2 削除） （第 3 項削除） （第 4 項削除） （第 5 項削除）	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
第 4 章	登録審査および登録	第 4 章	登録審査および登録
第 15 条（審査）	当社は、第 13 条により受理した申請について審査を行う。	第 15 条（審査）	当社は、第 13 条により受理した申請について審査を行う。
第 16 条（登録申請の訂正）	受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまでの間、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。 2 当社は、前項の誤りがある場合、指定事業者に対して、10 日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。	第 16 条（登録申請の訂正）	受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまでの間、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。 2 当社は、前項の誤りがある場合、指定事業者に対して、10 日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。
第 17 条（登録の承認および不承認）	当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。 （１）申請に不備（添付書類の未提出を含む）がありまたは技術的要件に違反しているとき （２）同一のドメイン名の登録があるとき （３）第 9 条に該当しない申請であるとき （４）第 25 条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができないとき （５）第 4 条第 2 項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第 16 条第 2 項による訂正を行わないとき （６）属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と反する事項があるとき （７）この規則に定めがある場合を除き、その申請にかかる組織が属性型地域型 JP ドメイン名の登録の資格要件を欠くとき （８）第 10 条に該当する申請であるとき （９）第 24 条第 1 項により再度の申請ができないとき	第 17 条（登録の承認および不承認）	当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。 （１）申請に不備（添付書類の未提出を含む）がありまたは技術的要件に違反しているとき （２）同一のドメイン名の登録があるとき （３）第 9 条に該当しない申請であるとき （４）第 25 条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができないとき （５）第 4 条第 2 項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第 16 条第 2 項による訂正を行わないとき （６）属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と反する事項があるとき （７）この規則に定めがある場合を除き、その申請にかかる組織が属性型地域型 JP ドメイン名の登録の資格要件を欠くとき （８）第 10 条に該当する申請であるとき （９）第 24 条第 1 項により再度の申請ができないとき
第 18 条（審査結果通知）	当社は、原則として登録申請受理後 10 日以内（第 4 条第 2 項または第 11 条第 3 項による書類の提出もしくは第 16 条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後 10 日以内）に、当社所定の方法により指定事業者に対して、前条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。	第 18 条（審査結果通知）	当社は、原則として登録申請受理後 10 日以内（第 4 条第 2 項または第 11 条第 3 項による書類の提出もしくは第 16 条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後 10 日以内）に、当社所定の方法により指定事業者に対して、前条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
2 第 13 条の 2 に定める手続即時処理の登録審査の結果は、指定事業者に対し、当社所定の方法で通知または表示する。 第 19 条（登録原簿・ネームサーバ設定） 当社は、登録を承認された属性型地域型 JP ドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。これらの情報の利用目的、取り扱い等については、「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「JP ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」で定める。 2 ネームサーバ設定は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則その他当社の定めるところにより管理指定事業者からの申請によって行う。 第 20 条（登録の更正・抹消等） 当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 （１）過誤により登録原簿が処理された場合 （２）登録情報が正確でないことを確認した場合 （３）その他当社が必要と認めた場合 2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第 25 条の措置をとることができる。 第 5 章 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録 第 21 条（設立中または組織名変更前の組織による属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録） 法人その他の組織の設立または組織名変更の場合は、組織の成立前または組織名変更前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、別紙 1 の 3 「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出しなければならない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を準用する。ただし、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の 6 か月後の月末まで（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。 3 前項により仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間を当社が特に定めた場合において、当社は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日の翌日に仮登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対し、当社所定の時期および方法により登録更新料の請求書を送	2 第 13 条の 2 に定める手続即時処理の登録審査の結果は、指定事業者に対し、当社所定の方法で通知または表示する。 第 19 条（登録原簿・ネームサーバ設定） 当社は、登録を承認された属性型地域型 JP ドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。これらの情報の利用目的、取り扱い等については、「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「JP ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」で定める。 2 ネームサーバ設定は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則その他当社の定めるところにより管理指定事業者からの申請によって行う。 第 20 条（登録の更正・抹消等） 当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 （１）過誤により登録原簿が処理された場合 （２）登録情報が正確でないことを確認した場合 （３）その他当社が必要と認めた場合 2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第 25 条の措置をとることができる。 第 5 章 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録 第 21 条（設立中または組織名変更前の組織による属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録） 法人その他の組織の設立または組織名変更の場合は、組織の成立前または組織名変更前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、別紙 1 の 3 「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出しなければならない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を準用する。ただし、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の 6 か月後の月末まで（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。 3 前項により仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間を当社が特に定めた場合において、当社は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日の翌日に仮登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対し、当社所定の時期および方法により登録更新料の請求書を送	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
付し、以後も１年が経過するごとに同様とする。 第 21 条の 2（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転登録等） 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、第 22 条の手続が完了するまでの間、属性型地域型 JP ドメイン名の変更および移転登録の申請を行うことができない。 第 22 条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録） 仮登録申請者（登録者に代わり、申請、届け出、属性型地域型 JP ドメイン名の使用その他、当社との関係に係わる一切の事項に関し、責任を持つものとする）は、法人その他の組織が成立し、または組織名変更が完了した場合には、当社に対し、別紙 1 の 3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出して、その登録を申請することができる（以下この登録申請を「本登録申請」という）。 2 本登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、登録期間は、第 21 条の登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日まで（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。 第 23 条（組織の不成立等による仮登録の廃止） 仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または第 21 条第 2 項に定める登録期間満了日までに、前条の書類の提出および本登録の申請が行われなときは、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を行ったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。 2 第 25 条の規定は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止（廃止とみなされる場合を含む）の場合に準用する。 第 6 章 属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止および移転 第 24 条（属性型地域型 JP ドメイン名の変更） 登録者は、別に定める様式により、属性型地域型 JP ドメイン名の変更を申請することができる。ただし、第 3 項の定めにより変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載が抹消されるまでは、再度の変更を申請することができない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から 6 か月を経過した月の末日（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載を抹	付し、以後も１年が経過するごとに同様とする。 第 21 条の 2（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転登録等） 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、第 22 条の手続が完了するまでの間、属性型地域型 JP ドメイン名の変更および移転登録の申請を行うことができない。 第 22 条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録） 仮登録申請者（登録者に代わり、申請、届け出、属性型地域型 JP ドメイン名の使用その他、当社との関係に係わる一切の事項に関し、責任を持つものとする）は、法人その他の組織が成立し、または組織名変更が完了した場合には、当社に対し、別紙 1 の 3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出して、その登録を申請することができる（以下この登録申請を「本登録申請」という）。 2 本登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、登録期間は、第 21 条の登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日まで（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。 第 23 条（組織の不成立等による仮登録の廃止） 仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または第 21 条第 2 項に定める登録期間満了日までに、前条の書類の提出および本登録の申請が行われなときは、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を行ったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。 2 第 25 条の規定は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止（廃止とみなされる場合を含む）の場合に準用する。 第 6 章 属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止および移転 第 24 条（属性型地域型 JP ドメイン名の変更） 登録者は、別に定める様式により、属性型地域型 JP ドメイン名の変更を申請することができる。ただし、第 3 項の定めにより変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載が抹消されるまでは、再度の変更を申請することができない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から 6 か月を経過した月の末日（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載を抹	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
消する。 第 25 条（登録原簿の記載抹消後の登録制限） この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型 JP ドメイン名については、記載抹消の日から 6 か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。 第 26 条（属性型地域型 JP ドメイン名の廃止） 登録者は、別に定める様式により、6 か月以内の廃止月を定めて属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。ただし、第 21 条に定める仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出る場合には、廃止月を定めることはできず、当社は確認完了の日の属する月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。 1 の 2 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録が廃止されるまでの間、前項の廃止の届け出を撤回することができる。 2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けなければならない。 2 の 2 第 29 条の 2 第 1 項に定める移転裁定実施後において、JPNIC が定める「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「紛争処理方針」という）における申立人は、当社が定める 6 週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その属性型地域型 JP ドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。 （第 3 項削除） 4 前条の規定は、第 4 条の 2 第 7 項の 2、本条第 1 項、第 2 項の 2 および第 5 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合に準用する。 5 第 10 条の 2 第 3 項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されたものとみなす。 6 第 4 条の 2 第 7 項の 2 および前各項により廃止または廃止とみなされた属性型地域型 JP ドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。 第 26 条の 2（廃止された属性型地域型 JP ドメイン名の登録回復） 前条の規定にかかわらず、第 4 条の 2 第 7 項の 2 または第 26 条第 1 項により属性型地域型 JP ドメイン名の登録が廃止された場合、廃止時に登録者であった者は、廃止の日の翌日から 20 日間に限り、申請により当該属性型地域型 JP ド	消する。 第 25 条（登録原簿の記載抹消後の登録制限） この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型 JP ドメイン名については、記載抹消の日から 6 か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。 第 26 条（属性型地域型 JP ドメイン名の廃止） 登録者は、別に定める様式により、6 か月以内の廃止月を定めて属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。ただし、第 21 条に定める仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出る場合には、廃止月を定めることはできず、当社は確認完了の日の属する月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。 1 の 2 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録が廃止されるまでの間、前項の廃止の届け出を撤回することができる。 2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けなければならない。 2 の 2 第 29 条の 2 第 1 項に定める移転裁定実施後において、JPNIC が定める「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「紛争処理方針」という）における申立人は、当社が定める 6 週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その属性型地域型 JP ドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。 （第 3 項削除） 4 前条の規定は、第 4 条の 2 第 7 項の 2、本条第 1 項、第 2 項の 2 および第 5 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合に準用する。 5 第 10 条の 2 第 3 項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されたものとみなす。 6 第 4 条の 2 第 7 項の 2 および前各項により廃止または廃止とみなされた属性型地域型 JP ドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。 第 26 条の 2（廃止された属性型地域型 JP ドメイン名の登録回復） 前条の規定にかかわらず、第 4 条の 2 第 7 項の 2 または第 26 条第 1 項により属性型地域型 JP ドメイン名の登録が廃止された場合、廃止時に登録者であった者は、廃止の日の翌日から 20 日間に限り、申請により当該属性型地域型 JP ド	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
メイン名の登録を回復することができる。ただし、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録が第 21 条第 2 項に定める登録期間の満了する月の末日をもって廃止された場合は、登録を回復することができない。 2 当社は、前項に定める期間を経過した後に当社に対してなされた申請は受理しない。 3 第 1 項の登録回復申請は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止時に管理指定業者であった指定事業者を経由して行う。 4 前項の規定にかかわらず、第 4 条の 2 第 7 項の 2 により廃止された属性型地域型 JP ドメイン名の登録回復申請は、申請者が選定した新たな指定事業者を経由して行うものとする。 5 第 3 項に定める指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了している場合その他第 3 項に定める指定事業者を経由して申請を行うことが困難と認められる場合、申請者が選定した指定事業者を経由して申請を行うことができる。この場合、当社は、当社所定の確認を行ったうえ、属性型地域型 JP ドメイン名登録回復を行う。 6 前項の確認が廃止日から 1 か月間を経過しても完了できない場合または第 17 条に該当する事由がある場合、第 1 項の申請を不受理とすることができる。 7 本条によって登録回復された属性型地域型 JP ドメイン名については、廃止されなかったものとして取り扱う。 第 27 条（削除） 第 28 条（届け出） 登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。 2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。 第 29 条（属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができる。ただし、法令に基づく組織変更に伴う移転については、別途定める。 2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型 JP ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができない。 3 前項の不承認事由が第 9 条第 1 項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型 JP ドメイン名について第 26 条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。 4 属性型地域型 JP ドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定	メイン名の登録を回復することができる。ただし、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録が第 21 条第 2 項に定める登録期間の満了する月の末日をもって廃止された場合は、登録を回復することができない。 2 当社は、前項に定める期間を経過した後に当社に対してなされた申請は受理しない。 3 第 1 項の登録回復申請は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止時に管理指定業者であった指定事業者を経由して行う。 4 前項の規定にかかわらず、第 4 条の 2 第 7 項の 2 により廃止された属性型地域型 JP ドメイン名の登録回復申請は、申請者が選定した新たな指定事業者を経由して行うものとする。 5 第 3 項に定める指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了している場合その他第 3 項に定める指定事業者を経由して申請を行うことが困難と認められる場合、申請者が選定した指定事業者を経由して申請を行うことができる。この場合、当社は、当社所定の確認を行ったうえ、属性型地域型 JP ドメイン名登録回復を行う。 6 前項の確認が廃止日から 1 か月間を経過しても完了できない場合または第 17 条に該当する事由がある場合、第 1 項の申請を不受理とすることができる。 7 本条によって登録回復された属性型地域型 JP ドメイン名については、廃止されなかったものとして取り扱う。 第 27 条（削除） 第 28 条（届け出） 登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。 2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。 第 29 条（属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができる。ただし、法令に基づく組織変更に伴う移転については、別途定める。 2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型 JP ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができない。 3 前項の不承認事由が第 9 条第 1 項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型 JP ドメイン名について第 26 条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。 4 属性型地域型 JP ドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
を準用する。 第 29 条の 2（紛争処理方針の裁定等による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 認定紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから 10 営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録者から、紛争処理方針第 4 条 k 項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。 2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、ただちに、移転の登録をすべき日を JPNIC、認定紛争処理機関、紛争の当事者および管理指定事業者に通知する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合、当社は、その文書にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。 第 29 条の 3（前条の属性型地域型 JP ドメイン名の取り扱い） 前条による移転登録を受けた登録者は、登録不承認事由の存否にかかわらず、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。 2 前項の登録者は、その属性型地域型 JP ドメイン名を、他の第三者へ移転することができる。この場合、移転登録を受ける第三者は、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を問わない。ただし、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。 3 前 2 項の登録者が、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を満たす場合で、管理指定事業者を通じた申請がある場合、前 2 項の定めは適用しない。当社はこの申請について必要な確認をすることができ、申請および確認の詳細は別途定める。 第 29 条の 4（民事執行法・国税徴収法等による差押・換価手続等の取り扱い） 登録された属性型地域型 JP ドメイン名について、民事執行法もしくは国税徴収法またはこれらを準用する法令による差押（以下「民事執行法等による差押」という）がされた場合、当社は、登録者による属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転、廃止または記載事項の変更に係る申請または届け出を受理しない。 2 民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について紛争処理方針による手続が係属中または開始された場合、当社は、JPNIC および認定	を準用する。 第 29 条の 2（紛争処理方針の裁定等による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 認定紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから 10 営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録者から、紛争処理方針第 4 条 k 項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。 2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、ただちに、移転の登録をすべき日を JPNIC、認定紛争処理機関、紛争の当事者および管理指定事業者に通知する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合、当社は、その文書にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。 第 29 条の 3（前条の属性型地域型 JP ドメイン名の取り扱い） 前条による移転登録を受けた登録者は、登録不承認事由の存否にかかわらず、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。 2 前項の登録者は、その属性型地域型 JP ドメイン名を、他の第三者へ移転することができる。この場合、移転登録を受ける第三者は、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を問わない。ただし、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。 3 前 2 項の登録者が、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を満たす場合で、管理指定事業者を通じた申請がある場合、前 2 項の定めは適用しない。当社はこの申請について必要な確認をすることができ、申請および確認の詳細は別途定める。 第 29 条の 4（民事執行法・国税徴収法等による差押・換価手続等の取り扱い） 登録された属性型地域型 JP ドメイン名について、民事執行法もしくは国税徴収法またはこれらを準用する法令による差押（以下「民事執行法等による差押」という）がされた場合、当社は、登録者による属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転、廃止または記載事項の変更に係る申請または届け出を受理しない。 2 民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について紛争処理方針による手続が係属中または開始された場合、当社は、JPNIC および認定	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
紛争処理機関に差押の事実を通知するものとし、登録者はこれに同意する。 3 民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について、売却等の換価手続が実施され、換価手続に基づく買受人であることを証する文書またはこれに準じる証明書が提出された場合、当社は、当社所定の方法によって属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、第 29 条第 2 項の定めを適用する。 4 前項の規定にかかわらず、民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について紛争処理方針による手続が係属中の場合、当社は、その手続が終了するまで（紛争処理方針第 4 条 k 項による出訴が行われ、当該訴訟が係属中の場合を含む）属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録を保留する。 5 前項により移転登録が保留された属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関から移転または取消の裁定があった場合（紛争処理方針第 4 条 k 項により当社がパネルの裁定の実施に関わる手続を行う場合を含む）、当社は、その裁定を実施する。 第 30 条（紛争処理手続開始の場合の特則） 第 24 条、第 26 条、第 29 条および第 29 条の 3 の規定にかかわらず、紛争処理方針第 8 条により属性型地域型 JP ドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。 2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。 第 7 章 登録の取消等 第 31 条（登録の取消） 下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第 4 号および第 6 号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。 （１）登録申請の不承認の事由があることが判明したとき （２）当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき （３）登録者が第 4 条第 2 項の求めに応じずまたは第 26 条第 2 項もしくは第 28 条に定める義務に違反したとき （４）第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき （５）その属性型地域型 JP ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき	紛争処理機関に差押の事実を通知するものとし、登録者はこれに同意する。 3 民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について、売却等の換価手続が実施され、換価手続に基づく買受人であることを証する文書またはこれに準じる証明書が提出された場合、当社は、当社所定の方法によって属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、第 29 条第 2 項の定めを適用する。 4 前項の規定にかかわらず、民事執行法等による差押がされた属性型地域型 JP ドメイン名について紛争処理方針による手続が係属中の場合、当社は、その手続が終了するまで（紛争処理方針第 4 条 k 項による出訴が行われ、当該訴訟が係属中の場合を含む）属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録を保留する。 5 前項により移転登録が保留された属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関から移転または取消の裁定があった場合（紛争処理方針第 4 条 k 項により当社がパネルの裁定の実施に関わる手続を行う場合を含む）、当社は、その裁定を実施する。 第 30 条（紛争処理手続開始の場合の特則） 第 24 条、第 26 条、第 29 条および第 29 条の 3 の規定にかかわらず、紛争処理方針第 8 条により属性型地域型 JP ドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。 2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。 第 7 章 登録の取消等 第 31 条（登録の取消） 下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第 4 号および第 6 号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。 （１）登録申請の不承認の事由があることが判明したとき （２）当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき （３）登録者が第 4 条第 2 項の求めに応じずまたは第 26 条第 2 項もしくは第 28 条に定める義務に違反したとき （４）第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき （５）その属性型地域型 JP ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
（６）認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から 10 営業日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき （７）第 29 条の 2 第 3 項または本項第 4 号が適用される場合を除き、第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の移転または使用の差し止めを命ずる外国裁判所の確定判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があったとき（ただし、当社が定める方法により、当該国とわが国の間において民事訴訟法に定める相互の保証があることを確認できない場合はこの限りでない） ２ 前項の取消を行うにあたり、当社は、必要があるときは、ネームサーバ設定の受付の制限またはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 第 32 条（削除） 第 33 条（削除） 第 34 条（登録取消決定） 当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。 ２ 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨および理由を通知しなければならない。 ３ 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。 第 35 条（登録取消決定等に基づく措置） 当社の行った取消が効力を生じた場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名を登録原簿から抹消する。 ２ 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の規定を適用する。 第 36 条（削除） 第 37 条（削除） 第 38 条（削除） 第 8 章 （削除） 第 39 条（削除） 第 9 章 紛争処理 第 40 条（紛争処理） 登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、	（６）認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から 10 営業日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき （７）第 29 条の 2 第 3 項または本項第 4 号が適用される場合を除き、第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の移転または使用の差し止めを命ずる外国裁判所の確定判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があったとき（ただし、当社が定める方法により、当該国とわが国の間において民事訴訟法に定める相互の保証があることを確認できない場合はこの限りでない） ２ 前項の取消を行うにあたり、当社は、必要があるときは、ネームサーバ設定の受付の制限またはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 第 32 条（削除） 第 33 条（削除） 第 34 条（登録取消決定） 当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。 ２ 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨および理由を通知しなければならない。 ３ 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。 第 35 条（登録取消決定等に基づく措置） 当社の行った取消が効力を生じた場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名を登録原簿から抹消する。 ２ 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の規定を適用する。 第 36 条（削除） 第 37 条（削除） 第 38 条（削除） 第 8 章 （削除） 第 39 条（削除） 第 9 章 紛争処理 第 40 条（紛争処理） 登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。 第 40 条の 2（現状の維持） 次の各号の事由がある場合、当社は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請、移転申請、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の届け出、または記載事項の変更の届け出を受理しない。この場合、当社は、必要があるときは、ネームサーバ設定の受付の制限またはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 （１）紛争処理方針に定めがある場合 （２）わが国において効力を有する仮処分決定がされた場合 （３）当社が前各号に準じると判断した場合 第 10 章 一般規定 第 41 条（登録申請等の取次の特則） 取次規則は、当社が定める。 第 42 条（通知） この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。 2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。 3 登録者が第 26 条第 2 項または第 28 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。 第 43 条（合意管轄） この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。 第 44 条（当社の責任） 当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型 JP ドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第 14 条により現実に収納した登	当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。 第 40 条の 2（現状の維持） 次の各号の事由がある場合、当社は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請、移転申請、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の届け出、または記載事項の変更の届け出を受理しない。この場合、当社は、必要があるときは、ネームサーバ設定の受付の制限またはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。 （１）紛争処理方針に定めがある場合 （２）わが国において効力を有する仮処分決定がされた場合 （３）当社が前各号に準じると判断した場合 第 10 章 一般規定 第 41 条（登録申請等の取次の特則） 取次規則は、当社が定める。 第 42 条（通知） この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。 2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。 3 登録者が第 26 条第 2 項または第 28 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。 第 43 条（合意管轄） この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。 第 44 条（当社の責任） 当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型 JP ドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第 14 条により現実に収納した登	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
録料または登録更新料（ただし過去１年間に収納した登録更新料に限る）または費用の範囲内において、現実が発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。 ２ 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。 第 45 条（細目の制定・変更） 当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。 第 46 条（規則の変更） 当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。 ２ この規則を変更する場合、当社は、２か月以上の期間をおいてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。		録料または登録更新料（ただし過去１年間に収納した登録更新料に限る）または費用の範囲内において、現実が発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。 ２ 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。 第 45 条（細目の制定・変更） 当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。 第 46 条（規則の変更） 当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。 ２ この規則を変更する場合、当社は、２か月以上の期間をおいてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。	
----- （付則） １ この規則は、1998 年 3 月 1 日から実施する。 ２ 前号の実施日において、ドメイン名の再度の登録ができない期間、ネームサーバの未設定による廃止までの期間等の取り扱いについては、従前の例による。 ３ 1998 年 9 月 1 日公開の改訂は、1998 年 12 月 1 日から実施する。 ４ 1999 年 1 月 1 日公開の改訂は、1999 年 4 月 1 日から実施する。 ５ 1999 年 9 月 1 日公開の改訂は、1999 年 12 月 1 日から実施する。 ６ 2000 年 7 月 19 日公開の改訂は、2000 年 10 月 19 日から実施する。 ７ 2000 年 10 月 10 日公開の改訂は、2001 年 1 月 10 日から実施する。 ８ 2001 年 1 月 1 日公開の改訂は、2001 年 4 月 1 日から実施する。 ９ この規則第 14 条に定める維持料のうち、2001 年 2 月 28 日現在登録されている属性型地域型 JP ドメイン名の 2001 年 4 月 1 日から 2002 年 3 月 31 日までの維持料は、2001 年 2 月 28 日現在で接続承認をしている JPNIC 会員を通じて支払うものとする。 10 2001 年 3 月 1 日以降に登録された属性型地域型 JP ドメイン名維持料の支払いは、この規則に定めるところによる。 11 2001 年 12 月 18 日公開の改訂は、2002 年 2 月 18 日から実施する。 12 2001 年 2 月 28 日現在登録されており、その後廃止されていない属性型地域型 JP ドメイン名の 2002 年 4 月以降の登録期間を、2002 年 4 月 1 日からそのドメイン名の登録年月日の 2003 年対応月末日までとする。それ以降の登録期間は、この規則第 10 条の 2 に定めるところとする。		----- （付則） １ この規則は、1998 年 3 月 1 日から実施する。 ２ 前号の実施日において、ドメイン名の再度の登録ができない期間、ネームサーバの未設定による廃止までの期間等の取り扱いについては、従前の例による。 ３ 1998 年 9 月 1 日公開の改訂は、1998 年 12 月 1 日から実施する。 ４ 1999 年 1 月 1 日公開の改訂は、1999 年 4 月 1 日から実施する。 ５ 1999 年 9 月 1 日公開の改訂は、1999 年 12 月 1 日から実施する。 ６ 2000 年 7 月 19 日公開の改訂は、2000 年 10 月 19 日から実施する。 ７ 2000 年 10 月 10 日公開の改訂は、2001 年 1 月 10 日から実施する。 ８ 2001 年 1 月 1 日公開の改訂は、2001 年 4 月 1 日から実施する。 ９ この規則第 14 条に定める維持料のうち、2001 年 2 月 28 日現在登録されている属性型地域型 JP ドメイン名の 2001 年 4 月 1 日から 2002 年 3 月 31 日までの維持料は、2001 年 2 月 28 日現在で接続承認をしている JPNIC 会員を通じて支払うものとする。 10 2001 年 3 月 1 日以降に登録された属性型地域型 JP ドメイン名維持料の支払いは、この規則に定めるところによる。 11 2001 年 12 月 18 日公開の改訂は、2002 年 2 月 18 日から実施する。 12 2001 年 2 月 28 日現在登録されており、その後廃止されていない属性型地域型 JP ドメイン名の 2002 年 4 月以降の登録期間を、2002 年 4 月 1 日からそのドメイン名の登録年月日の 2003 年対応月末日までとする。それ以降の登録期間は、この規則第 10 条の 2 に定めるところとする。	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
13 前号に定める 2002 年 4 月 1 日から始まる登録期間の維持料については、登録年月日の 2002 年対応月末日の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知およびこの規則第 14 条に定める維持料の請求書を送付する。 14 2002 年 2 月 18 日までに登録された属性型地域型 JP ドメイン名で、複数の指定事業者から管理ドメイン名として設定されているものについては、JPNIC 所定の方法により、この規則および取次規則で定める維持料の支払いを含む事項を取り次ぐべき一の指定事業者を JPNIC が定める。ただし、登録者はこの設定を、この規則に定める指定事業者変更手続によって、更新することができる。 15 2001 年 3 月末日現在でこの規則第 10 条の 2 に定める登録原簿記載完了日が記載されていない属性型地域型 JP ドメイン名の登録完了日は 3 月 31 日とみなし、登録者は 2002 年 4 月 1 日以降 1 年分の維持料をこの規則第 10 条の 2 に定めるところにより支払うものとする。 16 2002 年 2 月 1 日公開の改訂は、2002 年 4 月 1 日から実施する。 17 2002 年 3 月 8 日公開の改訂は、2002 年 5 月 8 日から実施する。 18 指定事業者は、次の事情がある場合、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」にかかわらず、添付書類の提出を要しないで、当社に対してこの規則第 26 条による廃止を届けることができる。当社は、廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名について、指定事業者に対してその詳細を確認することができる。 （１）属性型地域型 JP ドメイン名登録者の所在が不明であるとき （２）属性型地域型 JP ドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合 （３）属性型地域型 JP ドメイン名登録者との間で取次規則第 10 条第 1 項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき 19 当社は、前号により、2002 年 5 月 20 日までに廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の維持料に関しては、この規則第 10 条の 2 第 2 項の定めにかかわらず請求を行わない。 20 この規則第 26 条の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、付則第 18 号により廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の登録原簿の抹消、ネームサーバ設定その他の処置につき、当該の属性型地域型 JP ドメイン名登録者の不利益を生じさせないための措置をとることができる。 21 2002 年 8 月 1 日公開の改訂は、2002 年 10 月 1 日から実施する。 22 2003 年 1 月 31 日公開の改訂は、2003 年 4 月 1 日から実施する。 23 2003 年 9 月 16 日公開の改訂は、2003 年 11 月 17 日から実施する。 24 2005 年 2 月 1 日公開の改訂は、2005 年 4 月 1 日から実施する。 25 2008 年 4 月 15 日公開の改訂は、2008 年 6 月 15 日から実施する。	13 前号に定める 2002 年 4 月 1 日から始まる登録期間の維持料については、登録年月日の 2002 年対応月末日の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知およびこの規則第 14 条に定める維持料の請求書を送付する。 14 2002 年 2 月 18 日までに登録された属性型地域型 JP ドメイン名で、複数の指定事業者から管理ドメイン名として設定されているものについては、JPNIC 所定の方法により、この規則および取次規則で定める維持料の支払いを含む事項を取り次ぐべき一の指定事業者を JPNIC が定める。ただし、登録者はこの設定を、この規則に定める指定事業者変更手続によって、更新することができる。 15 2001 年 3 月末日現在でこの規則第 10 条の 2 に定める登録原簿記載完了日が記載されていない属性型地域型 JP ドメイン名の登録完了日は 3 月 31 日とみなし、登録者は 2002 年 4 月 1 日以降 1 年分の維持料をこの規則第 10 条の 2 に定めるところにより支払うものとする。 16 2002 年 2 月 1 日公開の改訂は、2002 年 4 月 1 日から実施する。 17 2002 年 3 月 8 日公開の改訂は、2002 年 5 月 8 日から実施する。 18 指定事業者は、次の事情がある場合、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」にかかわらず、添付書類の提出を要しないで、当社に対してこの規則第 26 条による廃止を届けることができる。当社は、廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名について、指定事業者に対してその詳細を確認することができる。 （１）属性型地域型 JP ドメイン名登録者の所在が不明であるとき （２）属性型地域型 JP ドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合 （３）属性型地域型 JP ドメイン名登録者との間で取次規則第 10 条第 1 項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき 19 当社は、前号により、2002 年 5 月 20 日までに廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の維持料に関しては、この規則第 10 条の 2 第 2 項の定めにかかわらず請求を行わない。 20 この規則第 26 条の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、付則第 18 号により廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の登録原簿の抹消、ネームサーバ設定その他の処置につき、当該の属性型地域型 JP ドメイン名登録者の不利益を生じさせないための措置をとることができる。 21 2002 年 8 月 1 日公開の改訂は、2002 年 10 月 1 日から実施する。 22 2003 年 1 月 31 日公開の改訂は、2003 年 4 月 1 日から実施する。 23 2003 年 9 月 16 日公開の改訂は、2003 年 11 月 17 日から実施する。 24 2005 年 2 月 1 日公開の改訂は、2005 年 4 月 1 日から実施する。 25 2008 年 4 月 15 日公開の改訂は、2008 年 6 月 15 日から実施する。	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
26	2009 年 9 月 15 日公開の改訂は、2009 年 11 月 15 日から実施する。	26	2009 年 9 月 15 日公開の改訂は、2009 年 11 月 15 日から実施する。
27	2011 年 2 月 1 日公開の改訂は、2011 年 4 月 1 日から実施する。	27	2011 年 2 月 1 日公開の改訂は、2011 年 4 月 1 日から実施する。
28	2012 年 2 月 1 日公開の改訂は、2012 年 4 月 1 日から実施する。	28	2012 年 2 月 1 日公開の改訂は、2012 年 4 月 1 日から実施する。
29	地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は 2012 年 4 月 1 日より停止する。	29	地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は 2012 年 4 月 1 日より停止する。
30	2014 年 2 月 17 日公開の改訂は、2014 年 4 月 17 日から実施する。	30	2014 年 2 月 17 日公開の改訂は、2014 年 4 月 17 日から実施する。
31	2014 年 5 月 19 日公開の改訂は、2014 年 11 月 1 日から実施する。	31	2014 年 5 月 19 日公開の改訂は、2014 年 11 月 1 日から実施する。
32	付則第 18 号の定めによる指定事業者からの廃止の届け出の受付は 2014 年 10 月 31 日をもって終了する。	32	付則第 18 号の定めによる指定事業者からの廃止の届け出の受付は 2014 年 10 月 31 日をもって終了する。
33	前号のほか、付則第 31 号に定める改訂に伴い受付を終了する申請または届け出に関して、すでに当社が受け付けた申請または届け出の取り扱いについては、なお従前の例による。	33	前号のほか、付則第 31 号に定める改訂に伴い受付を終了する申請または届け出に関して、すでに当社が受け付けた申請または届け出の取り扱いについては、なお従前の例による。
34	2020 年 10 月 15 日公開の改訂は、2020 年 12 月 17 日から実施する。	34	2020 年 10 月 15 日公開の改訂は、2020 年 12 月 17 日から実施する。
35	2022 年 9 月 6 日公開の改訂は、2022 年 11 月 13 日から実施する。	35	2022 年 9 月 6 日公開の改訂は、2022 年 11 月 13 日から実施する。
36	前号にかかわらず、2022 年 11 月 13 日から 2023 年 11 月 11 日までの間の属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続については、登録者は認証コードを用いない方法によることができる。この場合においては、第 4 条の 2 第 3 項の 4 から同条第 3 項の 6 までの規定は適用しない。	36	前号にかかわらず、2022 年 11 月 13 日から 2023 年 11 月 11 日までの間の属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者の変更手続については、登録者は認証コードを用いない方法によることができる。この場合においては、第 4 条の 2 第 3 項の 4 から同条第 3 項の 6 までの規定は適用しない。
37	2025 年 4 月 1 日公開の改訂は、2025 年 6 月 2 日から実施する。	37	2025 年 4 月 1 日公開の改訂は、2025 年 6 月 2 日から実施する。
38	<u>2025 年 10 月 30 日公開の改訂は、2026 年 1 月 7 日から実施する。</u>	38	2025 年 10 月 30 日公開の改訂は、2026 年 1 月 7 日から実施する。
別紙 1 「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」		別紙 1 「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」	本改訂の実施日を追加
[目次] 1. 属性型（組織種別型）ドメイン名 1.1 AC. JP ドメイン名 1.2 CO. JP ドメイン名 1.3 GO. JP ドメイン名 1.4 OR. JP ドメイン名 1.5 AD. JP ドメイン名 1.6 NE. JP ドメイン名 1.7 GR. JP ドメイン名 1.8 ED. JP ドメイン名 1.9 LG. JP ドメイン名 2. 地域型ドメイン名 2.1 一般地域型ドメイン名 2.2 地方公共団体ドメイン名		[目次] 1. 属性型（組織種別型）ドメイン名 1.1 AC. JP ドメイン名 1.2 CO. JP ドメイン名 1.3 GO. JP ドメイン名 1.4 OR. JP ドメイン名 1.5 AD. JP ドメイン名 1.6 NE. JP ドメイン名 1.7 GR. JP ドメイン名 1.8 ED. JP ドメイン名 1.9 LG. JP ドメイン名 2. 地域型ドメイン名 2.1 一般地域型ドメイン名 2.2 地方公共団体ドメイン名	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
1. 属性型（組織種別型）ドメイン名 1.1 AC. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 学校教育法および他の法律の規定による次の組織 ・学校（ED. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く） ・大学共同利用機関 ・大学校、短期大学校 ・障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校 ・<u>認定日本語教育機関</u> (b) 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (b) 法人の代表者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、GO. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、GO. JP	1. 属性型（組織種別型）ドメイン名 1.1 AC. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 学校教育法および他の法律の規定による次の組織 ・学校（ED. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く） ・大学共同利用機関 ・大学校、短期大学校 ・障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校 ・認定日本語教育機関 (b) 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (b) 法人の代表者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、GO. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、GO. JP	<u>AC. JPを登録できる組織として「認定日本語教育機関」を追加</u>

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	
1. 2 CO. JP ドメイン名	(1) 組織の種別および登録資格 株式会社、合同会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、特定目的会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社、企業組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合、投資法人 (2) その他の要件 ・外国会社の場合には、日本において外国会社の登記を行っていること。 (3) 代表者 法人の代表者。ただし、有限責任事業組合の場合は組合員、投資事業有限責任組合の場合は、無限責任組合員とする。 (4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 (5) 備考 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	1. 2 CO. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 株式会社、合同会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、特定目的会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社、企業組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合、投資法人 (2) その他の要件 ・外国会社の場合には、日本において外国会社の登記を行っていること。 (3) 代表者 法人の代表者。ただし、有限責任事業組合の場合は組合員、投資事業有限責任組合の場合は、無限責任組合員とする。 (4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 (5) 備考 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	
1. 3 GO. JP ドメイン名	(1) 組織の種別および登録資格 (a) 日本国の政府機関、各省庁所轄研究所 (b) 独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く） (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (b) 法人の代表者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書	1. 3 GO. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 日本国の政府機関、各省庁所轄研究所 (b) 独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く） (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (b) 法人の代表者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届 (b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の登録印鑑証明書 (5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の (a) に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届 (b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の登録印鑑証明書 (5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の (a) に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	
	1. 4 OR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業協同組合、生活協同組合、企業組合、その他 AC. JP、C0. JP、ED. JP、G0. JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連 NGO またはその日本支部 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 法人の代表者 (b) 組織の代表者、長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書	1. 4 OR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業協同組合、生活協同組合、企業組合、その他 AC. JP、C0. JP、ED. JP、G0. JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連 NGO またはその日本支部 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 法人の代表者 (b) 組織の代表者、長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・企業組合は C0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・企業組合は C0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・AC. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当する組織を設置することが設立根拠法で規定されている独立行政法人は、AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。	
	1.5 AD. JP ドメイン名 組織の種別および登録資格、添付書類等の必要事項については JPNIC が別途定める。	1.5 AD. JP ドメイン名 組織の種別および登録資格、添付書類等の必要事項については JPNIC が別途定める。	
	1.6 NE. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス (2) その他の要件 ・登録するドメイン名をネットワーク上における利用者の識別子の一部とするために利用すること。 ・ネットワークサービスを提供する組織は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 ・利用者に対して提供するネットワークサービスの内容が明文化されていること。 (3) 代表者 ネットワークサービスの提供者が個人の場合は、提供者本人 ネットワークサービスの提供者が法人の場合は、法人の代表者 (4) 添付書類	1.6 NE. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス (2) その他の要件 ・登録するドメイン名をネットワーク上における利用者の識別子の一部とするために利用すること。 ・ネットワークサービスを提供する組織は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 ・利用者に対して提供するネットワークサービスの内容が明文化されていること。 (3) 代表者 ネットワークサービスの提供者が個人の場合は、提供者本人 ネットワークサービスの提供者が法人の場合は、法人の代表者 (4) 添付書類	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・同一の組織が異なるサービス内容を持った複数のネットワークサービスを提供している場合、一つ一つのネットワークサービスを、属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則の第 9 条における 1 組織とする。	ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・同一の組織が異なるサービス内容を持った複数のネットワークサービスを提供している場合、一つ一つのネットワークサービスを、属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則の第 9 条における 1 組織とする。	
	1.7 GR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体 (2) その他の要件 ・代表者および副代表者は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 (3) 代表者 団体の代表者が個人の場合には、代表者本人 団体の代表者が法人の場合には、法人の代表者 (4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書、副代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、代表者または副代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・副代表者は、代表者とともに団体の存在を保証し、代表者が役割を果たせない場合にそれを代行する者とする。	1.7 GR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体 (2) その他の要件 ・代表者および副代表者は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 (3) 代表者 団体の代表者が個人の場合には、代表者本人 団体の代表者が法人の場合には、法人の代表者 (4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書、副代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、代表者または副代表者の印鑑登録証明書 (5) 備考 ・副代表者は、代表者とともに団体の存在を保証し、代表者が役割を果たせない場合にそれを代行する者とする。	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
1.8 ED. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの (b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの (c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している国立大学法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している公立大学法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (b) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (c) 組織の代表者または長 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (c) ドメイン名登録申請時 … 公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその登録を承認したことを証明する書類を添付。上記以外の場合は、特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更	1.8 ED. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの (b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの (c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している国立大学法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している公立大学法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 (a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (b) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長 (c) 組織の代表者または長 (4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (c) ドメイン名登録申請時 … 公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその登録を承認したことを証明する書類を添付。上記以外の場合は、特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	を承認したことを証明する書類を添付 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付	を承認したことを証明する書類を添付 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付	
	1. 9 LG. JP ドメイン名 「LG ドメイン名登録等に関する特則」において定める。	1. 9 LG. JP ドメイン名 「LG ドメイン名登録等に関する特則」において定める。	
	2. 地域型ドメイン名（注 4） 2. 1 一般地域型ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) AC. JP、CO. JP、ED. JP、GO. JP、OR. JP、NE. JP、GR. JP のいずれかの属性型（組織種別型）ドメイン名の登録資格を満たす組織 (b) 病院 (c) 日本に在住する個人 (2) その他の要件 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における要件と同じ。 (b) 特に定めない。 (c) 特に定めない。 (3) 代表者 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における代表者と同じ (b) 組織の長 (c) 本人 (4) 添付書類 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名において必要とされる添付書類と同じ (b) ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (c) ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、本人の印鑑登録証明書	2. 地域型ドメイン名（注 4） 2. 1 一般地域型ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) AC. JP、CO. JP、ED. JP、GO. JP、OR. JP、NE. JP、GR. JP のいずれかの属性型（組織種別型）ドメイン名の登録資格を満たす組織 (b) 病院 (c) 日本に在住する個人 (2) その他の要件 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における要件と同じ。 (b) 特に定めない。 (c) 特に定めない。 (3) 代表者 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における代表者と同じ (b) 組織の長 (c) 本人 (4) 添付書類 (a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名において必要とされる添付書類と同じ (b) ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類 (c) ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注 1）（注 3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、本人の印鑑登録証明書	

規則名（変更履歴付き）	規則名（整形版）	備考
2.2 地方公共団体ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届 注1）ただし、当社は、変更届け出事項によりその一部の添付書類の提出を免除することができる。 注2）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注3）次の記載事項変更届け出時の添付書類は、特に定めない。 (1) 組織名、登記情報に変更のないもの (2) 組織情報のうち、住所に関する変更 (3) 登録担当者の変更 注4）地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は付則第 29 号に定めるとおり停止する。	2.2 地方公共団体ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 ドメイン名廃止届け出時 … 特に定めない ドメイン名登録回復申請時 … 特に定めない 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届 注1）ただし、当社は、変更届け出事項によりその一部の添付書類の提出を免除することができる。 注2）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注3）次の記載事項変更届け出時の添付書類は、特に定めない。 (1) 組織名、登記情報に変更のないもの (2) 組織情報のうち、住所に関する変更 (3) 登録担当者の変更 注4）地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は付則第 29 号に定めるとおり停止する。	
別紙 1 の 2 「ドメイン名移転申請の際に必要な書類」 ・ドメイン名移転申請書および移転合意書 ・ドメイン名登録者代表者の印鑑登録証明書（注1） ・ドメイン名譲受人代表者の印鑑登録証明書（注1） ただし、規則第9条第2項第2号の適用を受ける場合には、ドメイン名登録者がドメイン名譲受人へ合併されたことの記載がある登記事項証明書の提出をもって上記の書類に替えることができる。 なお、第 29 条の 2 または第 29 条の 3 第 2 項による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録の場合、当社は、都度、必要な書類を定めることができる。 注1）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人	別紙 1 の 2 「ドメイン名移転申請の際に必要な書類」 ・ドメイン名移転申請書および移転合意書 ・ドメイン名登録者代表者の印鑑登録証明書（注1） ・ドメイン名譲受人代表者の印鑑登録証明書（注1） ただし、規則第9条第2項第2号の適用を受ける場合には、ドメイン名登録者がドメイン名譲受人へ合併されたことの記載がある登記事項証明書の提出をもって上記の書類に替えることができる。 なお、第 29 条の 2 または第 29 条の 3 第 2 項による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録の場合、当社は、都度、必要な書類を定めることができる。 注1）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人	

規則名（変更履歴付き）		規則名（整形版）	備考
	の印鑑登録証明書に代えることができる。	の印鑑登録証明書に代えることができる。	
別紙１の３「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」	仮登録ドメイン名の申請者は、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき日本国内における住所を有する個人、またはこれを受領すべき日本国内における本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。 仮登録ドメイン名の次の手続に関する添付書類は次のとおりとする。 ドメイン名仮登録申請時 ・ドメイン名仮登録申請書 ・申請者の印鑑登録証明書（注１） ・組織が設立予定であることを証する書類または組織名変更予定であることを証する書類（注２） 仮登録ドメイン名の本登録申請時 ・ドメイン名本登録申請書 ・仮登録ドメイン名の申請者の印鑑登録証明書（注１） ・本登録後の代表者の印鑑登録証明書（注１） ・組織の成立を証する書類または組織名変更を証する書類 注１）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注２）当社が必要と認めた場合に限る。	別紙１の３「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」	仮登録ドメイン名の申請者は、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき日本国内における住所を有する個人、またはこれを受領すべき日本国内における本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。 仮登録ドメイン名の次の手続に関する添付書類は次のとおりとする。 ドメイン名仮登録申請時 ・ドメイン名仮登録申請書 ・申請者の印鑑登録証明書（注１） ・組織が設立予定であることを証する書類または組織名変更予定であることを証する書類（注２） 仮登録ドメイン名の本登録申請時 ・ドメイン名本登録申請書 ・仮登録ドメイン名の申請者の印鑑登録証明書（注１） ・本登録後の代表者の印鑑登録証明書（注１） ・組織の成立を証する書類または組織名変更を証する書類 注１）個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注２）当社が必要と認めた場合に限る。
別紙１の４「合併・組織名変更・事業譲渡を理由とした２以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録の際に必要な書類」	・２以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録依頼書 ・合併、組織名変更または事業譲渡を証する書類	別紙１の４「合併・組織名変更・事業譲渡を理由とした２以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録の際に必要な書類」	・２以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録依頼書 ・合併、組織名変更または事業譲渡を証する書類